

# こんにちは！赤ちゃん

出産おめでとうございます！お腹にいた赤ちゃんとうまくご対面です。これから楽しいことも大変なことたくさんありますが、赤ちゃんをとりまく人々みんなで協力して、赤ちゃんを育てていきましょう。

## 出生届

子どもが生まれた日を含めて14日以内に届け出が必要になります。  
出生届1通(出生証明書欄に、医師または助産師の証明があるもの)、母子健康手帳、健康保険証を持って、父母の本籍地、届出人の所在地、子どもの出生地のいずれかの市区町村役場で手続きを行ってください。

**お問い合わせ先** 市民課 ☎0568-85-6137

## 出産育児一時金

健康保険の各保険者から、直接医療機関等に出産育児一時金を支払う仕組みがあります。これにより、出産育児一時金を出産費用に直接充てることができ、あらかじめ現金を用意しなくても済みます(直接支払制度)。ご希望の方は、医療機関にお問い合わせください。直接支払制度を利用しない方は、各保険者にお問い合わせください。  
※医療機関によってはこの制度が利用できない場合があります。

**お問い合わせ先** 保険医療年金課 ☎0568-85-6156

## 産後ケア入院

産後2か月までのお母さんと赤ちゃんが一緒に泊まり、24時間体制で助産師から授乳やおむつ交換などの育児の支援や相談が受けられます。

**お問い合わせ先** 市民病院産婦人科病棟 ☎0568-57-0057

## 桶谷式乳房外来

母乳の出を良くし、赤ちゃんが飲みやすくなる痛くない桶谷式乳房マッサージを、資格を有する助産師が行います。

※初診と再診で金額が異なります。春日井市民病院で出産された方は、再診で受けられます。

**お問い合わせ先** 市民病院産婦人科病棟 ☎0568-57-0057

## 新生児聴覚検査

母子健康手帳別冊の「母と子のしおり」内にある「新生児聴覚検査受診票」をご利用ください。愛知県内の医療機関で受診できます。なお、愛知県外の医療機関で受診する場合は助成制度があります。

**お問い合わせ先** 子ども政策課 ☎0568-85-6170

## 新生児に命名紙入り写真立てをお届けします

書家が揮毫した命名紙入り写真立てをお届けします。生後3か月になっても届かない場合は、文化・生涯学習課へご連絡ください。

**お問い合わせ先** 文化・生涯学習課 ☎0568-85-6079

## 産婦健康診査

母子健康手帳別冊の「母と子のしおり」内にある「産婦健康診査受診票(2回分)」をご利用ください。愛知県内の医療機関で受診できます。なお、愛知県外の医療機関や助産所(県内を含む)で受診する場合は助成制度があります。

**お問い合わせ先** 子ども政策課 ☎0568-85-6170

## おっぱい外来

母乳育児の相談や授乳の指導を助産師が行います。

**お問い合わせ先** 市民病院産婦人科病棟 ☎0568-57-0057

## 未熟児養育医療給付

身体の発育が未熟なままで生まれ、入院を必要とする乳児に対して、その治療に必要な医療費を市が負担する制度です。給付の要件などがありますので詳しくはお問い合わせください。

**お問い合わせ先** 子ども政策課 ☎0568-85-6170

## 多胎児育児支援事業

多胎児を養育し、心身ともに負担がかかりやすい保護者に安心して子育てができるよう家庭生活支援員(ヘルパー)を派遣します。詳細は市ホームページに掲載

**お問い合わせ先** 子ども政策課 ☎0568-85-6170

## 低体重児届出・未熟児訪問

2,500g未満の赤ちゃんが生まれたら低体重児の届出をお願いします。(母子保健法で届出の義務として定められています。)妊娠週数37週未満または、2,500g未満の赤ちゃんを対象に未熟児訪問を行っています。届出及び申し込みの方法は「新生児訪問」の申し込み方法と同様です。



**お問い合わせ先** 子ども政策課 ☎0568-85-6170

## 新生児訪問

助産師・保健師が家庭訪問し、赤ちゃんの様子を見ながら相談に応じます。育児の悩みや心配なことを話してみませんか。身体計測や母乳相談もできます。



**対象** : おおむね生後2か月までの赤ちゃんとその保護者

**申し込み** : ①市ホームページから ②「母と子のしおり」についているハガキに記入して、郵送または持参  
③☎0568-85-6170

※申し込み後、日程調整の連絡をします。 ※訪問は春日井市内に限ります。

※春日井市外で訪問を希望される方は、滞在先の市区町村へお問い合わせください。

**お問い合わせ先** 子ども政策課 ☎0568-85-6170

## こんにちは赤ちゃん訪問

研修を受けた訪問員が訪問し、子育て支援に関する情報提供や健診・教室などの紹介を行います。

**対象** : 生後1～3か月の赤ちゃんがいる家庭

**申し込み** : 不要(出生届を出した全てのご家庭に訪問します)

**お問い合わせ先** 子ども政策課 ☎0568-87-1552

## ブックスタート

すべての赤ちゃんと保護者に絵本を手渡すとともに、赤ちゃん和絵本を開く時間の楽しさを実際に体験してもらう「ブックスタート」を、4か月児健康診査の受診の際に実施しています。まだブックスタートの絵本を受け取られていない場合は、母子健康手帳を持って春日井市図書館までお越しください。

**対象** : 4か月児健康診査を受診する赤ちゃん和保護者

**お問い合わせ先** 春日井市図書館 ☎0568-85-6800

## 子育て家庭訪問支援事業(ノックノックホームサポート事業)

相談できる相手が身近にいない、子どもとの遊び方がわからない、そんなママの元に育児経験がある研修を受けた先輩ママがあなたのご自宅を訪問します。寂しい・困った、そんな気持ちを解消できるサポートです。



**対象** : 妊婦及び未就学児のママ **申し込み** : 必要(詳細は市ホームページに掲載)

**お問い合わせ先** 子ども政策課 ☎0568-85-6170

## 児童手当

中学校修了前(15歳到達後の最初の3月31日)までの児童を養育している方に手当を支給します。

●**手当月額**(児童1人につき)※所得制限があります。詳しくはお問い合わせください。

0歳～3歳未満:15,000円/3歳～小学校修了前:(第1子・第2子)10,000円・(第3子以降)15,000円/中学生:10,000円

**お問い合わせ先** 子ども政策課 ☎0568-85-6201

## 子ども医療費助成

子どもの医療保険適用後の自己負担額を助成します。所得制限なし。

●中学校3年生(15歳到達後最初の3月31日)までの入院・通院医療費 ●18歳到達後最初の3月31日までの入院医療費

**お問い合わせ先** 保険医療年金課 ☎0568-85-6194

## 学生医療費助成

18歳到達後最初の4月1日から24歳到達後最初の3月31日までの学生で一定の条件に該当する人に医療保険適用後の入院医療費を助成します。※詳細は市ホームページなどをご覧ください。



**お問い合わせ先** 保険医療年金課 ☎0568-85-6194